

【別紙1】2023年4月12日 文部科学省 高等教育局長へのご報告(要旨)

1. 2023年度に認証評価の追評価を受けることの表明
 - ① 追評価に向けて大学内の体制を整えていること
 - ② 追評価受審の意向を認証評価機関(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)に打診済であること
2. 追評価に向けた大学全体で取り組む組織体制の説明(詳細は下図を参照)
 - ① 今般の事態を大学の「重大な危機」と強く認識していること
 - ② 大学全体の質保証を統括する大学企画会議下に、追評価に対応するための「法科大学院認証評価追評価対策分科会」を設置したこと
 - ③ 法科大学院及び法学部においても、法科大学院と法学部が連携して追評価に対応することを目的として両組織合同教授会の下に「法学部・法科大学院合同教育検討ワーキンググループ」を設置したこと
 - ④ 法科大学院下に既存委員会や新設のワーキンググループからなる組織的対応体制を整え、その統括組織として「法科大学院追評価対応チーム」を設置したこと
 - ⑤ 第三者の視点も取り入れて客観的に検証を行うことが重要であると考え、第三者評価委員会を設置すること
3. 法科大学院及び法学部の在学生・入学者に対する認証評価不適合公表後に行った措置、同在学生・入学者に加え2024年度以降の入学希望者(受験生)に不利益が生じないようにする取組の説明
 - ① 法科大学院及び法学部の在学生・入学者に対し、説明文書の掲示板掲出や郵送で周知し、ガイダンスなどで直接説明する機会を設定したこと
 - ② 学生や受験生に不利益が生じないように、カリキュラムや入学試験などに充分配慮し、教育の質を担保し、教育環境の維持・改善に最大限努めること
4. 今後の本学法科大学院の教育の質向上に向けた取組の説明
 - ① 今般の不適合に至った要因としては、以下の3点が考えられること
 - 組織的かつ統合的な管理・対応力の不足
 - 重点評価項目である基準2-3への対応及び説明の不足
 - 認証評価制度の変遷及び法科大学院制度・政策の転換に関する理解不足
 - ② 抜本的な改善に向けて、以下を重点項目として鋭意改善に取り組んでいること
 - 組織的かつ統合的な管理・対応力の強化
 - ✓ 法科大学院の運営を継続的にモニタリングするための分科会の設置と大学内のPDCAサイクルでの継続的管理
 - ✓ 第三者評価を通じた外部の目による検証の徹底
 - ✓ 法学部と法科大学院の合同による教育内容の検討ワーキンググループの設置
 - 重点評価項目である基準2-3への対応
 - ✓ 司法試験合格率向上に向けた実施施策の再検証及び更なる改善施策の検討と実施
 - ✓ 法曹コース出身者以外の学生に対する学修支援施策の検討と実施
 - ✓ 修了生の更なる情報把握に向けた取組の実施及び把握情報に基づく支援策の検討と実施
 - 認証評価制度や法科大学院制度の変化への対応
 - ✓ 課題の要因分析、施策検討、決定、実施から効果検証までの組織的なPDCAサイクルの再構築と実運用
 - ✓ 法科大学院専任教員による教育・学生支援への注力
 - ✓ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会答申等を踏まえた改善取組の更なる強化

